

現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）

政府は、マイナンバーカードを健康保険証として使用する「マイナ保険証」への移行をめぐり、現行の健康保険証を2024年12月2日で廃止することを閣議決定しました。

健康保険証が廃止となれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民の命と健康が脅かされてしまいます。現行の健康保険証には保険者の「発行・交付義務」がありますが、現行の健康保険証が廃止されれば自己責任に基づく「申請主義」となってしまいます。

そもそも、マイナンバーカードの取得は任意です。健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに統合することは、マイナンバーカードの取得を事実上強制するものです。

健康保険証廃止後は、マイナ保険証を持たない人に資格確認書を交付する、マイナ保険証の保有者には「資格情報のお知らせ」を送付する、高齢者施設等への対応として「暗証番号が不要な顔認証カード」を発行するとしています。これらは、現行の健康保険証を残せば、いずれも不要です。

共同通信社の世論調査によると、マイナンバーカードに一本化するため、現在の健康保険証を2024年に廃止する政府方針に関し、「撤回すべき」が41.7%、「延期すべき」が31.4%で、約73%が反対しています。

医療機関においては、「暗証番号を忘れた人がいた」「顔認証ができなかった」「持ち合わせていた健康保険証で確認した」「保険情報が正しく反映されていなかった」など、マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出しています。別人の情報に基づいて医療行為や薬剤の投与が行われれば、生死に関わる問題にもつながりかねず、多くの患者・国民が不安を抱えています。

マイナ保険証の利用率が6%を下回っているように、国民も患者も医療機関も望んでいません。マイナンバーカードとの一本化による健康保険証の廃止は直ちにやめて、現行の健康保険証を残してください。法律上、マイナンバーカードの取得はあくまでも任意であり、国民への強制は行われるべきではありません。健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められます。

よって、国においては、現行の健康保険証を存続し、マイナンバーカードへの一本化について、中止を含め、見直すことを強く要望します。

記

- 1 現行の健康保険証を残すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
デジタル庁大臣